

## 口座振替約定

1. 口座振替の手続きについては、貴組合所定の方法で処理して下さい。
2. 土地改良区の納入通知書が貴組合に送付されたときは、記載されている金額を所定の振替日に表記名義の貯金口座から支払って下さい。
3. 万一、振替日に指定貯金口座から引き落としができないときは支払いされなくてもまた、私に通知することなく納入通知書を返却してもさしつかえありません。
4. 貴組合が必要と認めた場合には私に通知することなくこの契約を解除されても異議ありません。
5. この貯金口座振替について万一紛議が生じても貴組合には一切ご迷惑かけません。